

やよい保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	株式会社 多田
所 在 地	寒河江市栄町 8-41
電 話 番 号	0237-84-1212
代表者氏名	代表取締役 多田 丈弘

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	やよい保育園
施 設 の 所 在 地	寒河江市栄町 8-41
連 絡 先	電話番号 0237-84-1212 F A X 0237-84-1223
管 理 者	園長 武田 祐児
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	0歳～2歳 12名
企業枠と地域枠	企業枠 6名（うち自社枠 2名 連携企業枠 4名） 地域枠 6名
開 設 年 月 日	令和3年3月22日

3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下、園児という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

園舎	構造	木造
	延べ面積	75.50 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	14.14 m ²
ほふく室	1室	15.24 m ²
保育室	1室	11.15 m ²
調理室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
園長	1	
保育士	6	
保育補助者	2	
管理栄養士・栄養士	1	
調理士	1	
事務員	1	

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	勤務時間帯 (7:00~19:00 までの間、シフトによる)
保育士	勤務時間帯 (7:00~19:00 までの間、シフトによる)
管理栄養士・栄養士	勤務時間帯 (8:30~17:30)
調理員	勤務時間帯 (10:00~14:00)
事務員	勤務時間帯 (8:30~17:30)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、祝祭日等利用希望の無い日は休園となります。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間は、7時から18時とします。

なお、7時から18時までの範囲以外の時間帯において、保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 企業主導型保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(3) その他

利用定員に空きがある場合に限り、一時預かりサービスを提供します。

対象児童：9か月～就学前まで

10 利用料金

(1) 利用者負担（保育料）

（月額：円）

	0歳	1歳	2歳
企業枠	20,000	20,000	20,000
地域枠	25,000	25,000	25,000

※住民税非課税世帯であって保育の必要性のあるお子様の利用料については、標準的な利用料が無償となります。

※入退園月において、登園日が15日以下の場合、保育料は日割りとなります。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、保育材料費等に関して、ご負担頂く事が妥当と判断する費用についてお支払いをお願い致します。その際は事前に書面をもってご説明し同意を得ることとします。

(3) 支払方法

保育料その他ご負担頂く料金等につきましては、原則口座振替とします。

1.1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児の満年齢が 3/31 の時点で 3 歳に達したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.2 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	鬼海小児科
医 院 長 名	石川 安都子
所 在 地	寒河江市八幡町 1-10
電 話 番 号	0237-84-7705

(2) 歯科

医療機関の名称	高橋歯科
医 院 長 名	長谷川 恵教
所 在 地	寒河江市若葉町 13-14
電 話 番 号	0237-84-2141

1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 武田 祐児 ・ご利用時間 8:30～17:30 ・電話番号 0237-84-1212 ・F A X 0237-84-1223 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---------------	---

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1 7 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：やよい保育園

説明者職名：園長

氏名 武田 祐児

-

私は、本書面に基づいてやよい保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：